

国土交通省における働き方改革等の推進

近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課

建設業就業者の現状

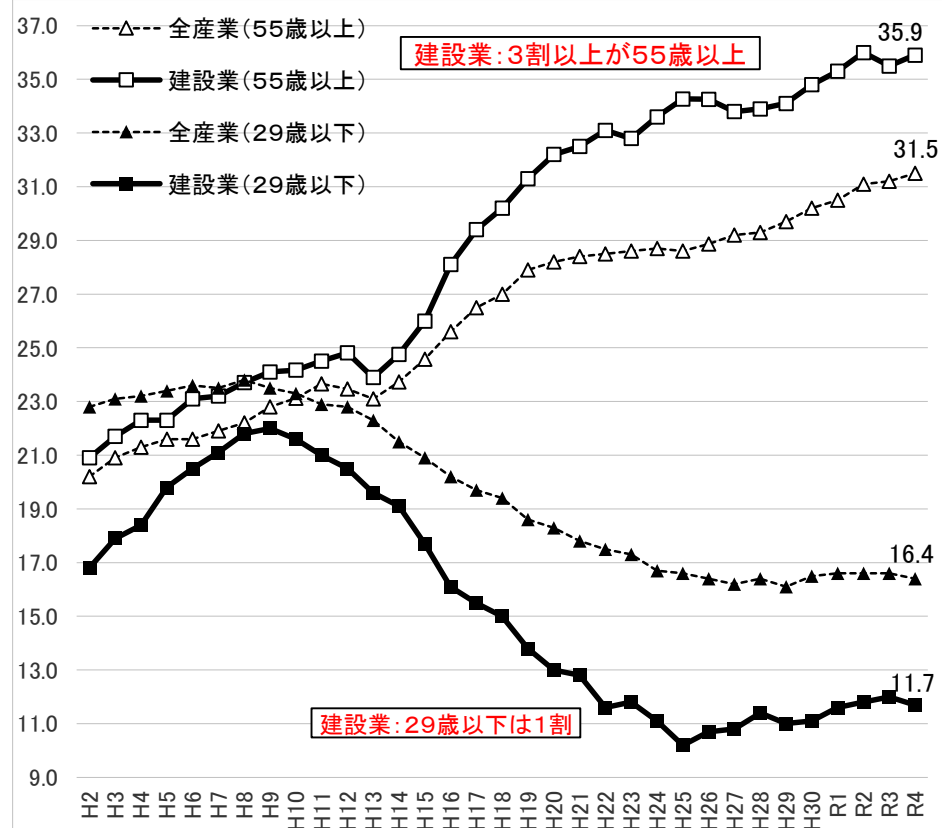
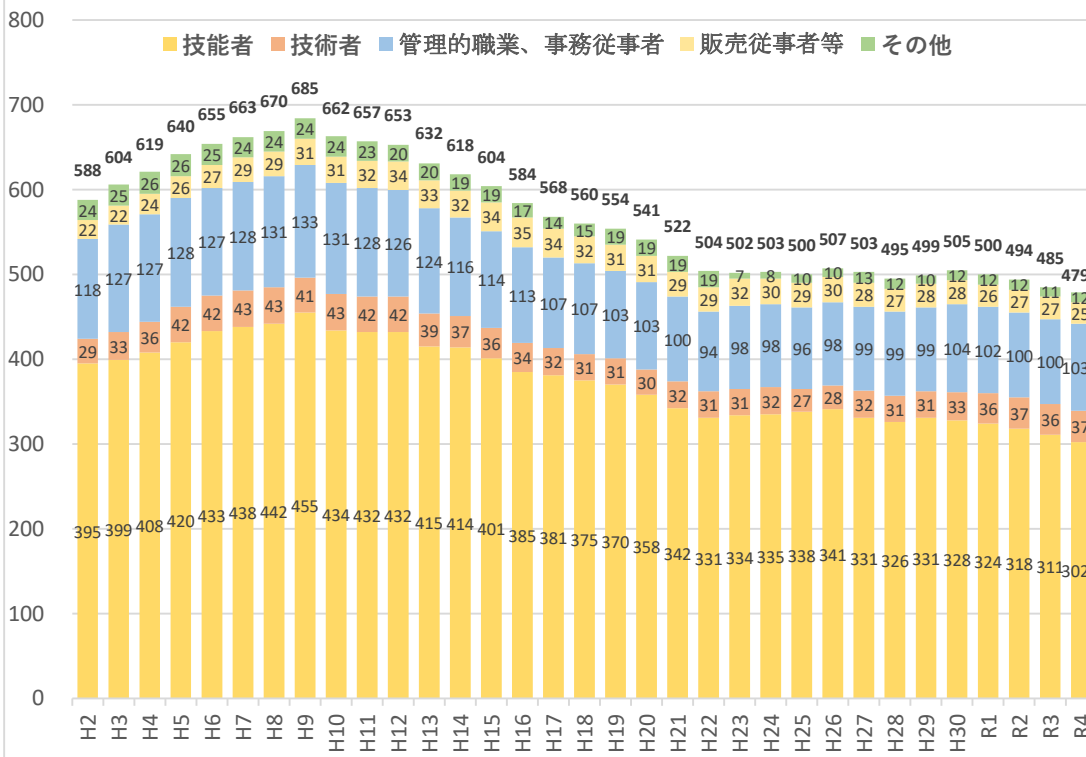
技能者等の推移

○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)
 ○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
 ○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

建設業就業者の高齢化の進行

○ 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
 ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

建設業における職業別就業者数の推移

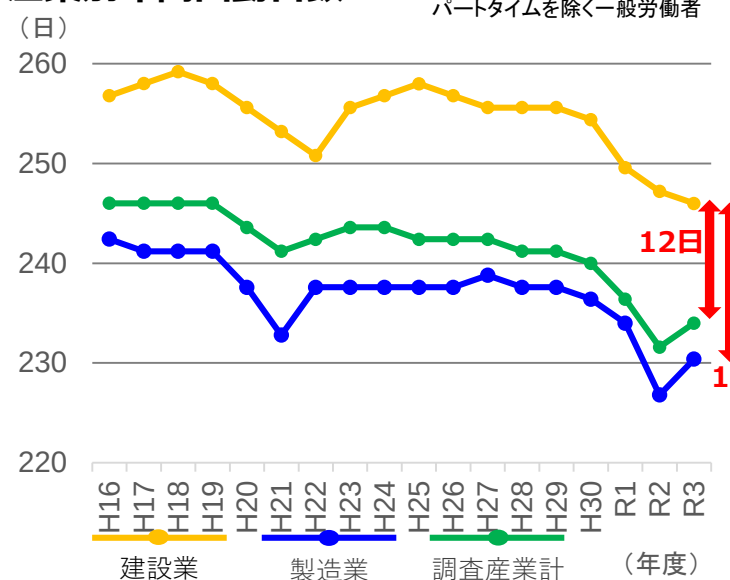


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

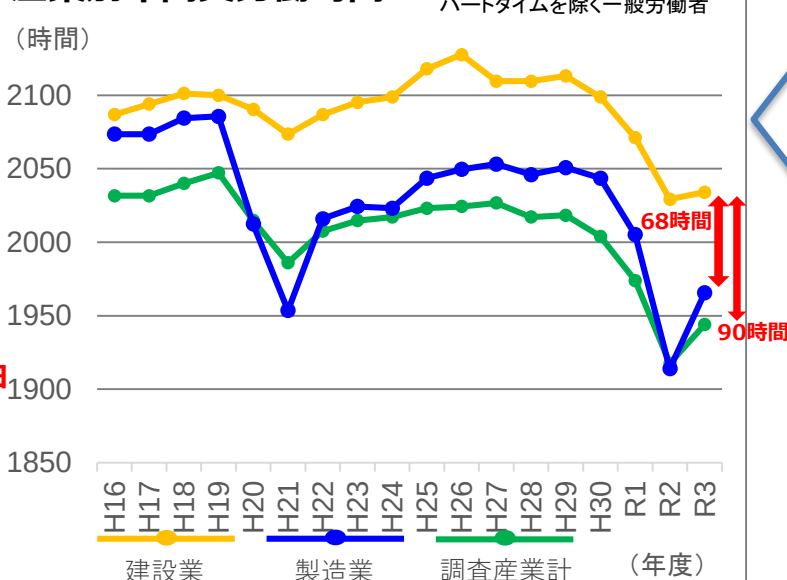
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

建設産業における働き方の現状

産業別年間出勤日数



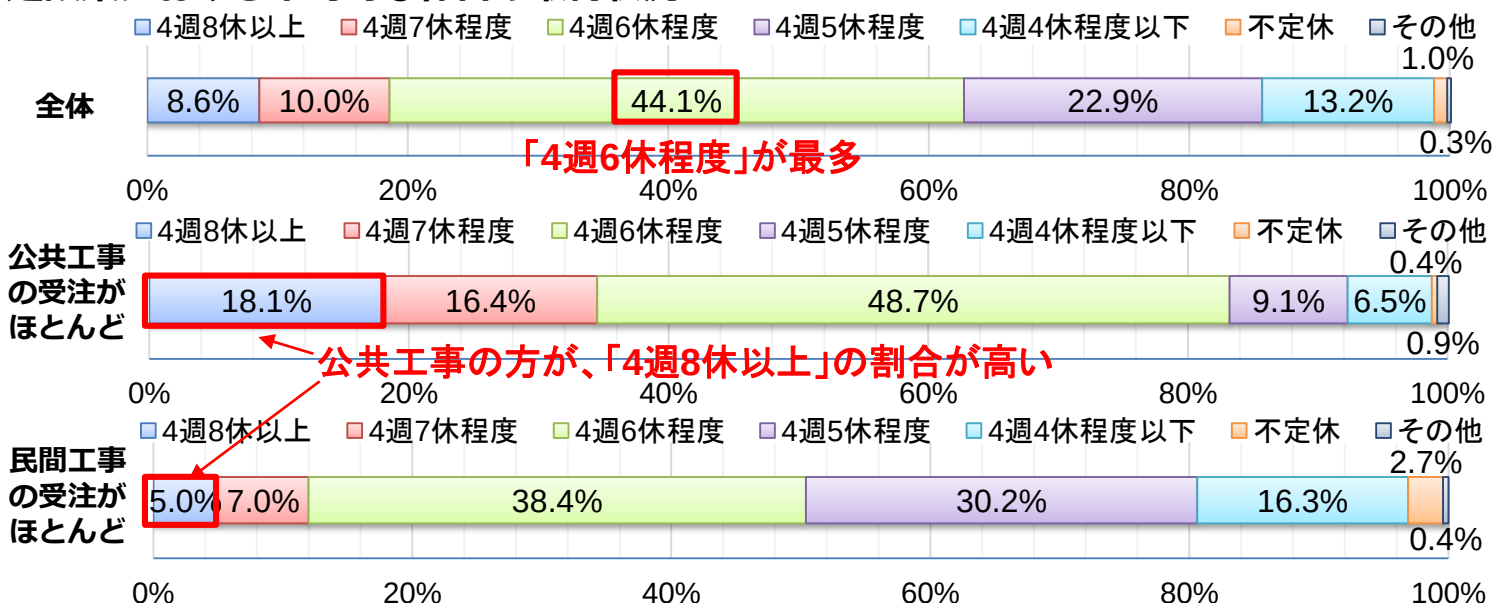
産業別年間実労働時間



年間の総実労働時間については、全産業と比べて90時間長い。また、20年程前と比べて、全産業では約90時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年6月15日公表)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
- ⇒ **建設業は令和6年4月から適用**

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立)
罰則: 使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

原則

- (1) 1日8時間・1週間 40時間
- (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

36協定の
限度

- ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)
 - ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定
 - ③ 年 720時間(月平均60時間)
 - 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定
 - ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む)
 - ④b. 単月 100時間未満(休日労働を含む)
 - ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限
- ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

○発注者の責務

- 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- 適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- 中央建設業審議会が、**工期に関する基準を作成・勧告**
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- 公共工事の発注者が、必要な**工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化**＜入契法＞

○現場の処遇改善

- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- 情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

適正な工期設定

- 令和元年の公共工事品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- **民間工事についても**、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、**関係省庁等を通じて働きかけを実施**。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

公共工事に関する取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。
国交省直轄工事では令和5年度には**原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大**。
- 地方公共団体に対し、週休2日の確保を考慮した適正な工期の設定に努めることや、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**。

民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施**。
- **民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施**。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- | | | |
|--------------------|---------------------------|---------------------|
| (1) 背景 | (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方 | (4) 本基準の趣旨 |
| (2) 建設工事の特徴 | (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 | (5) 適用範囲 |
| (i) 多様な関係者の関与 | (ii) 公共工事における考え方 | (6) 工期設定における受発注者の責務 |
| (ii) 一品受注生産 | (iii) 下請契約 | |
| (iii) 工期とコストの密接な関係 | | |

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約
スクールゾーンにおける搬入時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、
分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに
要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理

※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
- (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
- (i) 基礎工事
 - (ii) 土工事
 - (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事
 - (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
 - (ix) その他
- (3) 後片付け
- (i) 完了検査
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野 (2) 鉄道分野 (3) 電力分野 (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

罰則付き時間外労働規制に対する国交省の取組

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

① 週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大

② 月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進

- ・仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
- ・工期設定の指針等を見直し
- ・工期の一部の交代制への途中変更を検討
- ・新たな経費補正措置の立案を検討
- ・公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点

※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）

※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- ・各都道府県・市区町村との会議の場において各地方公共団体に対して直接働きかけ
- ・市町村議会に対する働きかけ

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・適正な工期設定について経済団体本部(経団連等)での講演等による周知
- ・地域経済団体(商工会議所等)へ働きかけ(予定)

建設業団体 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・労基法に対する懸念点等についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- ・週休2日に向けた取組の好事例集の作成、周知

<会議体や説明会を通じた周知>【厚労省と連携】

- ・都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- ・労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

<モニタリング調査による周知・注意喚起>

【厚労省と連携】

- ・調査対象：発注者・元請業者